

議案第 69 号

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

店舗及び事務所等を併設する中高層共同住宅について適正な住戸
数とするための基準の明確化等を行おうとするものである。

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号中「1区画」を「浴室、便所及び台所を有する1区画」に、「建築物であって浴室、便所及び台所を有するもののうち住戸の数が6以上のもの」を「住戸を6戸以上有する建築物」に改める。

第38条第1項中「ワンルーム建築物」の次に「(1区画の専有面積が40平方メートル以下の住戸に限る。以下「ワンルーム形式の住戸」という。)」を加え、「次項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、中高層共同住宅に、事務所、店舗その他これらに類する用途を含むときの当該中高層共同住宅の戸数は、当該用途に供する部分に係る床面積相当分の事業区域の面積を減じた事業区域の面積で算出するものとする。

第71条第1項第3号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

別表第8(3)の項、別表第9(5)の項及び別表第16備考4中「ワンルーム建築物」を「ワンルーム形式の住戸」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条第1項の改正規定（ただし書を加える部分に限る。）は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第38条第1項ただし書の規定は、平成21年10月1日以後に鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）第24条の規定による適合審査の申請（以下「適合審査申請」という。）がされた開発事業等（条例第1条に規定する開発事業等をいう。以下同じ。）に適用し、同日前に適合審査申請がされた開発事業等については、なお従前の例による。